



JASDAQ

平成 24 年 3 月 23 日

各 位

会 社 名 スターキャット・ケーブルネットワーク株式会社
代 表 者 代表取締役社長 加藤 篤次
(コード番号 4339)
問 合 せ 先 経営企画室 室 長 高 田 真
電 話 番 号 (052) 231-2390

親会社及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ

今般、平成 24 年 3 月 29 日付けで、以下のとおり当社の親会社及び主要株主である筆頭株主に異動が生じることとなりますので、お知らせいたします。

記

1. 異動が生じた経緯

株式会社コミュニティネットワークセンター（以下「CNC I」といいます。）は、平成 24 年 2 月 20 日に、当社の普通株式並びに当社の平成 17 年 6 月 28 日開催の定時株主総会及び平成 17 年 9 月 22 日開催の取締役会の決議に基づき発行された新株予約権に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施する旨を公表いたしました。

本公開買付けは、平成 24 年 2 月 21 日から平成 24 年 3 月 22 日まで実施され、本日、CNC I より本公開買付けの結果について、当社の普通株式 63,020 株の応募があった旨の報告がありました。

この結果、本公開買付けの決済が行われた場合には、平成 24 年 3 月 29 日（本公開買付けの決済の開始日）付で、当社の総株主等の議決権に対する CNC I の所有する当社の議決権の割合は過半数となり、CNC I は、新たに当社の親会社及び主要株主である筆頭株主に該当することとなります。

また、株式会社シーテック（以下「シーテック」といいます。）は、その所有する全ての当社の普通株式について本公開買付けに応募したとの報告を受けましたので、その結果、同日付で当社の主要株主である筆頭株主に該当しないこととなります。

なお、本公開買付けの結果等の詳細につきましては、本日、別途開示しております「株式会社コミュニティネットワークセンターによる当社株券等に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」をご参照ください。

2. 異動する株主の概要

(1) 新たに親会社及び主要株主である筆頭株主に該当することとなる株主の概要

(1) 名 称	株式会社コミュニティネットワークセンター
(2) 本 店 所 在 地	名古屋市東区東桜一丁目 3 番 10 号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 大石 菊弘
(4) 事 業 内 容	有線テレビジョン放送事業を営む会社の株式等の保有管理及び経営に関する助言サポート等を行う持株会社事業、有線テレビジョン放送事業会社に対する再配信事業、インターネット接続事業及び機器の販売事業、顧客向けの I S P 事業等
(5) 資 本 金 の 額	293 百万円（平成 24 年 3 月 23 日現在）
(6) 設 立 年 月 日	平成 12 年 2 月 2 日

(7)	事業年度の末日	3月31日																				
(8)	純資産	26,796百万円(平成23年3月31日現在)																				
(9)	総資産	30,473百万円(平成23年3月31日現在)																				
(10)	大株主及び持株比率 (平成23年9月30日現在)	<table border="1"> <tr> <td>株式会社シーテック</td> <td>19.77%</td> </tr> <tr> <td>トヨタ自動車株式会社</td> <td>9.43%</td> </tr> <tr> <td>KDDI株式会社</td> <td>8.41%</td> </tr> <tr> <td>中部電力株式会社</td> <td>4.54%</td> </tr> <tr> <td>株式会社三菱東京UFJ銀行</td> <td>3.30%</td> </tr> <tr> <td>株式会社豊田自動織機</td> <td>2.80%</td> </tr> <tr> <td>日本碍子株式会社</td> <td>2.48%</td> </tr> <tr> <td>豊田市</td> <td>2.46%</td> </tr> <tr> <td>株式会社デンソー</td> <td>2.20%</td> </tr> <tr> <td>アイシン精機株式会社</td> <td>1.54%</td> </tr> </table>	株式会社シーテック	19.77%	トヨタ自動車株式会社	9.43%	KDDI株式会社	8.41%	中部電力株式会社	4.54%	株式会社三菱東京UFJ銀行	3.30%	株式会社豊田自動織機	2.80%	日本碍子株式会社	2.48%	豊田市	2.46%	株式会社デンソー	2.20%	アイシン精機株式会社	1.54%
株式会社シーテック	19.77%																					
トヨタ自動車株式会社	9.43%																					
KDDI株式会社	8.41%																					
中部電力株式会社	4.54%																					
株式会社三菱東京UFJ銀行	3.30%																					
株式会社豊田自動織機	2.80%																					
日本碍子株式会社	2.48%																					
豊田市	2.46%																					
株式会社デンソー	2.20%																					
アイシン精機株式会社	1.54%																					
(11)	上場会社と当該会社との関係																					
	資本関係	当社は、CNC Iの発行する普通株式1,430株及び中部ケーブル種類株式10株を保有しております。																				
	人的関係	該当事項はありません。																				
	取引関係	CNC Iの展開するインターネット接続サービスである、Media Cat事業において、CNC Iと当社は協業しております。																				

(2) 主要株主である筆頭株主に該当しないこととなる株主の概要

(1)	名称	株式会社シーテック
(2)	本店所在地	名古屋市瑞穂区洲雲町四丁目45番地
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役社長 野坂 敏幸
(4)	事業内容	電気・通信・土木等工事業
(5)	資本金の額	720百万円(平成24年3月23日現在)

3. 異動前後における当該株主の所有議決権の数及び総株主等の議決権の数に対する割合

(1) CNC I

	属性	議決権の数(総株主等の議決権に対する割合)			大株主順位
		直接所有分	合算対象分	合計	
異動前	—	一個 (—%)	一個 (—%)	一個 (—%)	—
異動後	親会社及び主要株主 である筆頭株主	63,020個 (94.04%)	一個 (—%)	63,020個 (94.04%)	第1位

(注1)「総株主等の議決権に対する割合」は、当社が平成24年2月7日に提出した第28期第3四半期報告書に記載された平成24年2月7日現在の当社の発行済株式総数に係る議決権の数(67,014個)を分母として計算しております。

(注2)「総株主等の議決権に対する割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(2) シーテック

	属性	議決権の数（総株主等の議決権に対する割合）			大株主順位
		直接所有分	合算対象分	合計	
異動前	主要株主である筆頭株主	9,946 個 (14.84%)	一個 (—%)	9,946 個 (14.84%)	第 1 位
異動後	—	一個 (—%)	一個 (—%)	個 (—%)	—

(注 1) 「総株主等の議決権に対する割合」は、当社が平成 24 年 2 月 7 日に提出した第 28 期第 3 四半期報告書に記載された平成 24 年 2 月 7 日現在の当社の発行済株式総数に係る議決権の数 (67,014 個) を分母として計算しております。

(注 2) 「総株主等の議決権に対する割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

4. 異動予定年月日

平成 24 年 3 月 29 日 (本公開買付けの決済の開始日)

5. 今後の見通し

平成 24 年 2 月 20 日付当社プレスリリース「株式会社コミュニティネットワークセンターによる当社株券等に対する公開買付けに関する意見表明及び同社との資本業務提携契約書の締結に関するお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、CNC I は、本公開買付けにより当社の発行済株式の全て (但し、自己株式を除きます。) を取得できなかったことから、以下に記載する方法により、当社の発行済株式の全て (但し、自己株式を除きます。) を取得することを企図しているとのことです。

なお、上記を踏まえ、CNC I より当社の完全子会社化の手続きを実施する旨の要請を受けた場合には、当社は、下記の一連の手続きにより、当社の少数株主の皆様に対して当社の普通株式の売却の機会を提供しつつ、CNC I が、当社の発行済株式の全て (但し、自己株式を除きます。) を取得するための手続きを実施することを予定しております。

具体的には、当社は、本公開買付けが成立したことを受けて、平成 24 年 6 月下旬開催予定の第 28 期定時株主総会 (以下「本定時株主総会」といいます。) において、①当社において普通株式とは別の種類の株式を発行できる旨の定款変更を行うことにより、当社を種類株式発行会社 (会社法第 2 条第 13 号に定義するものをいいます。以下同じです。) に変更すること、②当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項 (会社法第 108 条第 1 項第 7 号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。) を付す旨の定款変更を行うこと、及び③当社が全部取得条項の付された普通株式の全部 (但し、自己株式を除きます。) の取得と引換えに普通株式とは別の種類の株式を交付すること等の議案を付議する予定です。本定時株主総会において上記①の議案が決議されますと、当社は種類株式発行会社となりますので、上記②の定款変更を行うためには、会社法第 111 条第 2 項第 1 号により当社の普通株式を有する株主を構成員とする種類株主総会の決議が必要となります。そのため、当社は、本定時株主総会と同日に当社の普通株主による種類株主総会 (以下「本種類株主総会」といいます。) を開催することを予定しております。なお、CNC I は、上記の各手続きが実施された場合には、本定時株主総会及び本種類株主総会において、上記の各議案に賛成する予定とのことです。

当社の本定時株主総会及び本種類株主総会において上記議案が承認され、上記各手続が実行された場合、当社の発行する全ての普通株式は、全部取得条項が付された上で、その全て (但し、自己株式を除きます。) が当社により取得され、当社の株主には当該取得の対価として当社の発行する別の種類の当社株式が交付されることとなりますが、交付されるべき当該別の種類の当社株式の数が 1 株に満たない端数となる株主の皆様に対しては、会社法第 234 条その他の関連法令の定めに従い、当該端数の合計数 (合計した数に端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。以下同じです) に相当する当該別の種類の当社株式を売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数は、CNC I が取得する予定であり、また、当該端数の合計数に相当する当該別の種類の当社株式の売却の結果、当該各株主の皆様へ交付される金銭の額については、本公開買付けの買付価格に当該各株主の皆様が保有していた当社の普通株式の数を乗じた価格と同一の価格

になるよう算定され、その上で裁判所に対して任意売却許可の申立てが行われる予定です。また、全部取得条項が付された当社の普通株式の取得の対価として交付する当社株式の種類及び数は、本日現在においては未定ですが、CNC Iが当社の発行済株式の全て（但し、自己株式を除きます。）を保有することとなるよう、CNC I以外の当社の各株主の皆様に対し交付しなければならない当社株式の数が1株に満たない端数となるよう決定される予定です。

上記手続きに関連する少数株主の皆様のご権利保護を目的とした会社法上の規定として、上記②の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従って、株主の皆様はその有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められており、また、上記③の全部取得条項が付された普通株式の全部取得が本定時株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、株主の皆様は、裁判所に対し、当該株式の取得価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められております。なお、これらの方法による1株当たりの買取価格及び取得価格は、最終的には裁判所が判断することになります。

上記は、本公開買付け後の予定を明確にすることを目的としたものであり、当社の株主総会における株主各位の賛同を勧誘するものではありません。加えて、本公開買付けへの応募、当社が新たに発行する株式が1株に満たない場合の金銭交付、少数株主の権利行使に伴う請求又は申立てに基づく当社の普通株式の買取等に関する税務上の取扱いにつきましては、株主各位の必要に応じて税務の専門家にご確認下さいますようお願いいたします。

なお、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付し、当該株式を全て取得するのと引換えに別の種類の当社の株式を交付するという上記の方法については、関係法令についての当局の解釈、及びCNC I以外の当社の株主による当社の普通株式の所有状況等によっては、それと概ね同等の効果を有する他の方法に変更する可能性があります。但し、その場合でも、CNC Iが当社の完全子会社化を実施する場合には、CNC I以外の当社の株主に対して、関係法令に基づく手続きに従い、最終的に金銭を交付する方法を採用する予定であり、その場合における当該金銭の額についても、本公開買付けの買付価格に当該各株主が保有していた当社の普通株式の数を乗じた価格と原則として同一となるように算定される予定です。以上の場合における具体的な手続きについては、CNC Iと協議の上、決定次第、速やかに公表する予定です。

当社の普通株式は本日現在、株式会社大阪証券取引所の開設する市場であるJASDAQスタンダード市場（以下「JASDAQ市場」といいます。）に上場されておりますが、CNC Iは、適用ある法令及び上記に記載の手續きに従って、CNC Iが当社の発行済株式の全て（但し、自己株式を除きます。）を取得することを予定しておりますので、その場合には、当社の普通株式は、JASDAQ市場の株券上場廃止基準に従い、所定の手續きを経て上場廃止となります。なお、上場廃止後は、当社の普通株式をJASDAQ市場において取引することはできません。

6. 開示対象となる非上場の親会社又はその他の関係会社の変更の有無等

今回の異動により、CNC Iは当社の非上場の親会社として開示対象となります。

以上